

岩手県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年1月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	開設している施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
吉田 倫子	中央接骨院	一関市中央町一丁目8番6号	平成22年7月27日
伊藤 潤	いとう接骨院	宮古市保久田4番27号	平成22年10月6日
那須 亮太	いとう接骨院	宮古市板屋一丁目2番14号	平成22年10月12日
志田 美紀	接骨院あん心かん	宮城県気仙沼市松崎馬場109番地1	平成22年11月30日
佐々木 謙一	四つ葉整骨院	一関市赤萩字亀田236番地2	平成22年12月2日